

代理 宅建 H06-04-4 <<#867>>

【問】正誤をつけよ。

Aは、Bの代理人として、Bの所有地をCに売却した。Aが代理権を与えられた後売買契約締結前に破産すると、Aの代理権は消滅するが、Aの代理権が消滅しても、Cが善意無過失であれば、その売買契約は有効である。

【答え】正しい

《ポイント》 代理権消滅後の表見代理 【★基礎必須】

他人に代理権を与えた者(本人)は、代理権の消滅後にその代理権の範囲内においてその他人(代理人)が第三者(相手方)との間でした行為について、代理権の消滅の事実を知らなかつた第三者(相手方)に対してその責任を負う。ただし、第三者(相手方)が過失によってその事実を知らなかつたときは、この限りでない。(民法 112 条 1 項)

⇒ 第三者(相手方)が善意無過失の場合、表見代理が成立する (売買契約が有効となる)

【関連知識】《任意代理権の消滅原因》 ★暗記事項★

| | 死亡 | 破産 | 後見開始の審判 | (解約)告知 |
|-----|-----|----|---------|--------|
| 本人 | 消滅※ | 消滅 | 消滅しない | 消滅(解任) |
| 代理人 | 消滅 | 消滅 | 消滅 | 消滅(辞任) |

※ 登記申請の代理権は、本人の死亡によって消滅しない